

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年6月30日

長野県議会議長 小林 実

長野県議会規則第2号

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則

長野県議会傍聴規則(昭和43年長野県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

様式の別記中

「2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

「(傍聴人の遵守事項)

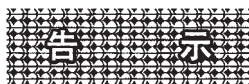
第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

改める。

附 則

この規則は、平成15年7月3日から施行する。

総務課



長野県告示第339号

職場適応訓練委託要綱(昭和38年長野県告示第502号)の一部を次のように改正します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中 康夫

第10第2項中「2万4,100円」を「2万4,000円」に、「2万5,100円」を「2万5,000円」に改め、同第10第4項中「2万5,100円」を「2万5,000円」に改める。

附 則

この告示の日前に行った職場適応訓練に係る職場適応訓練費の支給については、なお従前の例による。

産業活性化・雇用創出推進局

長野県告示第340号

信州林業担い手グローイングアップ事業補助金交付要綱を次のとおり定めます。

平成15年6月30日

長野県知事 田中 康夫

信州林業担い手グローイングアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、意欲を持って森林整備に新規参入した建設業者及び建設業に従事していた者を雇い入れた林業事業者が、現場における知識及び技能を習得することを目的に実施する職場内研修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(経費及び補助額)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

経 費	補 助 額
森林整備に新規参入した建設業者が、森林整備業務を通じて実施する職場内研修に要する経費	知事が定める額
建設業に従事していた者を雇い入れた林業事業者が、森林整備業務を通じて実施する職場内研修に要する経費	

(交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。)は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (3) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金交付申請書)

第4 規則第3条に規定する申請書は、信州林業担い手グローイングアップ事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、別に定める。

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(交付申請取下書)

第5 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、信州林業担い手グローイングアップ事業交付申請取下書を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書)

第6 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、信州林業担い手グローイングアップ事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、別に定める。

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第7 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、信州林業担い手グローイングアップ事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(申請書の様式)

第8 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の提出部数及び経由)

第9 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、所轄地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の長を経由するものとする。

林業振興課

長野県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年7月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 142号
- 2 供用を開始する区間
諏訪郡下諏訪町字樋橋3027番の5地先から
諏訪郡下諏訪町屋敷三2129番の11地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年6月30日

道路維持課

長野県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年7月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 下条米川飯田線
- 2 供用を開始する区間
飯田市上久堅3972番地先から
飯田市上久堅7777番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年6月30日

道路維持課

長野県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年7月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 142号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
諏訪郡下諏訪町字樋橋3027番の5地先から 諏訪郡下諏訪町屋敷三2129番の11地先まで	旧	9.8~37.0 m	2.4907 km
同 上	新	12.4~63.8	2.4907

道路維持課

選告示第32号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成15年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

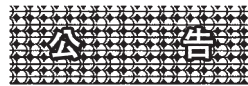
平成15年6月30日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由連合長野県総支部	渡辺 信 幸	井 下 賢 也	長野市南千歳町2-7-11
いのせ清徳後援会	田 中 定 男	猪 瀬 康 夫	飯山市大字静間2113
今井利弥後援会（八峰会）	今 井 宗 徳	今 井 一 雄	茅野市豊平泉550-1
今井史人後援会	宮 原 茂	今 井 広 人	更級郡上山田町温泉1-66-1
漆戸宗男後援会	唐 沢 仁	大 槻 末 男	上伊那郡箕輪町大字中箕輪444
大月芳雄後援会	大 月 信 吾	大 月 真 一	東筑摩郡波田町6719

萬年会	春日 英二郎	春日 俊 一	更埴市大字粟佐1469
上伊那郡土地改良政治経済研究会	清水 国 彦	有 賀 正	上伊那郡南箕輪村4624
工藤秀一後援会	神 津 収	小 林 秀 一	佐久市大字岩村田838
越石袈裟幸後援会	寺 沢 直 義	越 石 勲	更埴市大字寂蒔940-1
小林よしかず後援会	石 坂 明	山 本 つや子	長野市南高田1939
住民参加の明るい村政をつくる会	古 畑 昌 夫	竹 腰 住 男	木曾郡大桑村長野1982
政治結社建武館	曾 根 宏	丸 山 恵 次	長野市北堀798
全国旅館政治連盟長野県支部	桑 田 邦一郎	小日向 義 夫	長野市岡田町178-2
竹内宏美後援会	竹 内 宏 美	竹 内 謙 充	上高井郡小布施町山王島2277
竹村仁実後援会	市 村 栄 人	竹 村 萬 治	飯田市山本4449
茅野富佐子後援会	小 泉 嘉 賞	澤 田 晃	茅野市金沢4189-3
茅野富佐子の会	茅 野 富佐子	澤 田 晃	茅野市金沢4189-3
長野県平和・人権・環境労働組合会議政治連盟	伊 藤 晃 二	喜 多 英 之	長野市県町532-3
中村直行後援会	中 村 績	中曾根 六 郎	埴科郡戸倉町大字戸倉2354
榎川村をよくする会	本 多 秀 実	城 取 敏 文	木曾郡榎川村費川2000
日本共産党あべ孝二後援会	田 島 隆	菅 田 敏 夫	長野市川中島町今井1854-15
日本共産党宮崎利幸後援会	新 保 五 一	小 林 将 訓	長野市篠ノ井塩崎22
羽翔会	宮 下 正 隆	山 田 栄 一	飯田市砂払町998-1
浜わたる後援会	濱 涉	萩 原 眞 次	東筑摩郡波田町1403-4
藤沢初視を励ます会	富 岡 捨次郎	中 西 庄 平	上高井郡小布施町大字北岡515-5
丸田嘉造後援会	井 口 篤	立 神 敬 三	上伊那郡南箕輪村4388
宮坂米広後援会	宮 越 幸 人	中 山 正 一	諏訪郡富士見町富士見3312
宮本勇後援会	宮 本 榮 一	宮 本 きみ子	埴科郡戸倉町大字戸倉1849-1

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成15年11月18日(応急作業車については平成15年9月24日)

(4) 納入場所

別表のとおり

(5) 入札方法

別表の調達番号ごとに入札します。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、